

ば人の所へゆかんする初めに、隣の人嘆らむを聞ても、くせく玄からん人は、立どまるべきなり、枕草子にくきもの、はなひて、誦文する人云々、

〔北條五代記六〕北條氏康和歌の事

或夕つかた、高樓にのぼり、すゞみ給ひける時に、其近邊へ、狐來て鳴つるを、御前に候する人々、あやしみけれ共、兎角いふ人なし、梅窓軒と云者申けるは、むかし頼朝公、信州淺間見はら野の御狩に、狐鳴て北をさして飛さりぬ、人々是をとゞめんとて、矢筈を取てをつかけしかどもにげ過ぬ、頼朝公御覽じ、秋の野の狐とこそいへ、夏野に狐鳴事不審なり、誰か有歌よみ候へと仰下されければ、工藤祐經承りて、誠に昨日の御狩にをいて、梶原源太景季が歌には、鳴神もめで、雨はれ候ひぬ、是にも歌あらばくるしかるまじ、誰々もと申けれ共、よむ人なかりしに、武藏の國の住人愛甲三郎季隆、ゐだけだかになりうかべるいろ見えしが、やがて、夜ならばこうくとこそ鳴べきにあさまにはしるひる狐かなと申ければ、君聞召て、神妙に申たり。○中略愚老和歌の道を學びとくをよばぬまでも案じて見候べきをと申、氏康きこしめし、夏狐鳴事珍事なり、人々歌を案じ、出來次第に一首仕るべしと仰有ければ、人々案する體見えけれ共詠人なし、やがて氏康公夏はきつねにななく蟬のから衣をのれくが身の上にきよとよみ給ひしに、夜明て見れば、其狐の鳴つる所に死て有けり、皆人奇妙不思議也と感じあへり。○中略氏康いはく、我數度の合戦に勝利を得る事、武力のいたす所に非ずたゞ玄かしながら天運全して、神明佛陀の應護にかかるが故也と神佛を信敬し、諸寺諸社を建立せり。

〔台徳院殿御實紀二十七〕慶長十九年七月廿一日、この日大御所、板倉内膳正重昌ならびに金地院崇傳をめして、今度京大佛新鑄鐘銘、關東へ對し、大不敬の文辭あり、そのうへ上棟の日吉日にあらざるよし聞ゆ、早く鐘銘并に棟札の草案を進呈すべき旨、京へ申つかはすべしと御諭あり。○中略